

た当該医療に要した費用の額が三万三千三百三十円を超えた月数が当該支給認定の申請を行つた日の属する月以前の十二月以内に既に三月以上あるものであることはこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものであることとする。

(支給認定に係る政令で定める一定の期間)

第三条 法第七条第五項第一号の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、指定医(法第六条第一項に規定する指定医をいう。次項において同じ。)が診断書(法第六条第一項に規定する診断書をいう。次項において同じ。)の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により法第六条第一項の申請を同号に規定する診断した日から一月以内に行わなかつたときは、三月とする。

2 法第七条第五項第二号の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、指定医が診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により法第六条第一項の申請を同号に規定する基準に該当することとなつた日の翌日から一月以内に行わなかつたときは、三月とする。(支給認定を取り消す場合)

第四条 法第十一条第一項第四号の政令で定めるときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者が法第六条第一項又は第十条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(法第十二条の政令で定める給付等)
第五条 法第十二条の政令で定める給付は、次に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、次に掲げる給付につき、それぞれ、受け取ることができる給付とする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

三 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。)の規定による療養補償

四 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付、複数事業労働者の療養給付及び療養給付

五 船員法(昭和二十一年法律第二百号)の規定による療養補償

六 災害救助法(昭和二十二年法律第二百十八号)の規定による扶助金(災害救助法施行令による療養扶助金に限る。)

七 児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費

八 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令による療養扶助金に限る。)

九 消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令による療養扶助金に限る。)

十 水防法(昭和二十四年法律第二百九十三号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。)

十一 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による療養補償

十二 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の規定による療養給付

十三 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の規定による療養給付

十四 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の規定による損害の補償(自衛隊法施行令(昭和二十九年法律第二百六十九号)の規定による療養補償に限る。)

十五 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第二百四十三号)の規定による療養補償

十六 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第二百九号)の規定によ

る例による場合を含む。)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生

活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

十七 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、

るものとする。)

一 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定期間による療養の給付並びに入院時食事療養費及び高額療養費

二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する訪問看護を行う者に限る。)又は同

法第五十三条第一項に規定する指定介護予防勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)

二十一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族疗養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

二十二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費

二十三 原子爆弾被爆者に対する接護に関する法律(平成六年法律第二百十七号)の規定による療養の給付及び一般疾病医療費

二十四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護給付(高額医療合算介護サービス費の支給を除く。)予防給付(高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。)及び市町村特別給付

二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第二百十二号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)

二十六 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の規定によ

る損害の補償(災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)

(病院又は診療所に準ずる医療機関)

第六条 法第十四条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定期間による療養の給付並びに入院時食事療養費及び高額療養費

二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する訪問看護を行う者に限る。)又は同

法第十四条第二項第二号の政令で定める法律(法第十四条第二項第二号の政令で定める法律)に規定する指定介護予防勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものとする。

三 齢介護保険法(昭和二十三年法律第二百三号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費及び高額療養費

四 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)

五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)

七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)

八 薬剤師法(昭和三十五年法律第二百四十六号)

九 介護保険法

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)

十一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

十二 臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)

十三 健康保険法(法第二十三条第八号の政令で定める法律)

十四 法第二十三条第八号の政令で定める法律(平成二十九年法律第八十五号)

十五 健康保険法(法第二十三条第八号の政令で定める法律)

十六 健康保険法(法第二十三条第八号の政令で定める法律)

十七 健康保険法(法第二十三条第八号の政令で定める法律)

県若しくは都道府県知事に対してされた申請その他の行為で、施行日以後において第二条の規定による改正後の地方自治法施行令第一百七十四条の三十八の規定により読み替えて適用する難病法（以下「読み替え後の難病法」という。）又は同条の規定により読み替えて適用する第一条规定による改正後の難病の患者に対する医療費等に関する法律施行令（以下この項において「読み替え後の新難病令」という。）の規定により読み替えた規定による改正後の難病の患者に対する医療費等に関する法律施行令（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、読み替え後の難病法又は読み替え後の新難病令の規定により指定都市若しくは指定都市の市長がした処分その他の行為又は指定都市若しくは指定都市の市長に対してされた申請その他の行為とみなす。ただし、施行日前に難病法に基づき支給され、又は支給されるべきであった難病法第五条第一項に規定する特定医療費の支給に関する費用の支弁及び徴収については、なお従前の例による。

二 施行日前に難病法の規定により都道府県又は都道府県知事に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもので、施行日以後において読み替え後の難病法の規定により指定都市又は指定都市の市長に対してするべきこととなるものは、施行日以後においては、読み替え後の難病法の規定により指定都市又は指定都市の市長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなす。

（施行前の準備）

第三条 指定都市は、施行日前においても、読み替え後の難病法第七条第四項の規定の例により、当該指定都市を包括する都道府県が施行日前に難病法第七条第一項の規定により行つた支給認定（同項に規定する支給認定をいう。以下第三項までにおいて同じ。）であつて、前条第一項の規定により施行日以後においては読み替え後の難病法第七条第一項の規定により当該指定都市を行つた支給認定とみなされるべきものを受けている支給認定患者等（難病法第七条第四項に係る医療受給者証（読み替え後の難病法第七条第

四項に規定する医療受給者証をいう。次項及び第三項において同じ。)を交付することができ
る。

（施行期日）
1 この政令は、平成三十年九月一日から施行する。

第五条第一項の特定医療費の支給について適用し、指定特定医療が行われた月が同年六月以前の場合における当該特定医療費の支給については、なお従前の例による。

<p>第三項において同じ。)を交付することができ る。</p> <p>2 指定都市は、前項の規定により支給認定患者等に対し医療受給者証を交付した場合において、当該指定都市を包括する都道府県が施行日前に難病法第十一項の規定により当該支給認定患者等に係る支給認定を取り消したときは、読替え後の難病法第十一項第二項の規定の例により、当該支給認定患者等に対して、当該医療受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定により交付された医療受給者証は、施行日において当該医療受給者証による支給認定が効力を有する場合に限り、施行日において読替え後の難病法第七条第四項の規定により交付されたものとみなす。</p> <p>4 第一項の規定により指定都市が支給認定患者等に対し同項に規定する医療受給者証を交付した場合において、当該指定都市を包括する都道府県が施行日前に難病法第七条第四項の規定により当該支給認定患者等に交付した医療受給者証(同項に規定する医療受給者証をいう。)は、施行日においてその効力を失う。この場合において、当該都道府県は、当該支給認定患者等に対して、当該都道府県が交付した医療受給者証の返還を求めるものとする。この場合は、施行日において、その効力を失う。</p> <p>第五条 指定都市の市長は、施行日前においても、読替え後の難病法第八条(第三項を除く。)の規定の例により、指定難病審査会を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた指定難病審査会は、施行日において読替え後の難病法第八条の規定により置かれたものとみなす。</p> <p>3 第一項の規定により置かれた指定難病審査会の委員の任期は、読替え後の難病法第八条第三項の規定にかかるらず、令和二年三月三十一日までとする。</p> <p>(過料に関する経過措置)</p>	<p>2 この政令は、平成三十年九月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 (平成三〇年一月二八日政令第四 一号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>
<p>（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 この政令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の規定は、施行日以後に行われる難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する特定医療費の支給にについて適用し、施行日前に行われた同項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 (令和元年一〇月九日政令第一二 三号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年六月一日)から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 (令和二年二月一九日政令第三二 号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、令和二年七月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 (令和二年七月八日政令第二一九 号) 抄</p> <p>この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 (令和二年一二月二十四日政令第三 八号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。</p> <p>(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十五条 第十一項の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項(第四号イ及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、指定特定医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項に規定する指定特定医療をいう。以下この条において同じ。)が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法</p>	<p>1 この政令は、平成三十年九月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>
<p>（施行期日）</p> <p>附 則 (平成三〇年七月二七日政令第二 三号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。</p>	<p>1 この政令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の規定は、施行日以後に行われる難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する特定医療費の支給にについて適用し、施行日前に行われた同項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 (令和元年一〇月九日政令第一二 三号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年六月一日)から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 (令和二年二月一九日政令第三二 号) 抄</p> <p>第一条 この政令は、令和二年七月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 (令和二年七月八日政令第二一九 号) 抄</p> <p>この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則 (令和二年一二月二十四日政令第三 八号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。</p> <p>(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十五条 第十一項の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項(第四号イ及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、指定特定医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項に規定する指定特定医療をいう。以下この条において同じ。)が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法</p>

第五条第一項の特定医療費の支給について適用し、指定特定医療が行われた月が同年六月以前の場合における当該特定医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和三年一〇月二〇日政令第二八九号）抄
(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 第四条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第二条第二項の規定は、施行日以後に行われる指定特定医療（難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療をいう。以下同じ。）に係る同法第五条第一項の特定医療費の支給について適用し、施行日前に行われた指定特定医療に係る当該特定医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和五年五月三一日政令第一九五号）
この政令は、令和五年十月一日から施行する。
附 則（令和六年二月二六日政令第四一號）
この政令は、令和六年四月一日から施行する。